

# 市民の皆さんが持ち込む食品等の 放射性物質検査を実施中

習志野市では、市民の皆さんの食の安全・安心の確保のため、消費者庁から簡易測定器を借り受け食品等の放射性物質簡易検査を実施しています。

<対象者> 習志野市民。ひとり1回1検体。(検査の終了まで次回以降の検査の受付はできません。)

<検査対象品(検体)> 食品(家庭菜園で栽培した野菜等)・飲料水等。

\*水道水は事業者により検査されていることから対象外。土や尿は食品ではないため対象外。

\*今回実施する簡易検査は、「一般食品」について基準値よりも確実に低いかどうかを判定するもので、それ以外の「飲料水」「牛乳」「乳製品」についての結果はあくまで目安であることをご承知の上、お申し込みください。正確な値を必要とされる場合は、検査会社に別途精密検査(検査料自己負担)をお申し込みください。

<検査費用> 無料

<検査の流れ>

1) 電話予約 検査の前に必ず 電話予約が必要 です。

食品検査受付専用ダイヤル ☎047-453-8666 で検体を持ち込む日時を予約してください。

電話予約受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～正午。午後1時～午後5時。

祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

2) 検体の持込 市役所庁舎分室(サンロード津田沼)4階食品検査受付窓口に、検体をお持ち

ください。(予約なしに持ち込まれても検査はできません。必ず前もって電話予約してください。)

①市民であることを証明するもの(運転免許証、保険証等)をご提示ください。

②申請書に必要事項を記入してください。

※申請書は、受付窓口で配布しますが、市ホームページからもダウンロードできます。

③申請受付時に「検査受付(控)」をお渡しします。検査結果受取に必要となります。

④検体について

・検体は、可食部のみをお持ちください。(細かく刻む必要はありません。)

・野菜などは、泥を落とし根、皮などを除く。魚介・肉類は頭・骨・殻を除く。

・検査に必要な量は、一般的な固形食品で500グラム以上です。但し、葉物野菜では700グラム以上飲料水は1リットル以上必要です。量が少ないと誤差が大きくなり、正確な検査はできません。

・測定に用いた検体は食品として衛生上の安全が保障できないため、市で処分します。(お返ししません。)

3) 検査結果の通知と公表

①検査の2営業日以降に、食品検査受付窓口「検査受付(控)」をお持ちください。引き換えに検査結果をお渡しします。郵送による結果通知を希望する方は、受付時に「郵送先」を明記し、切手を貼った返信用封筒をご用意ください。

②結果の公表 検査結果は、市ホームページ等で公表します。